平成27年12月14日

1

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

号 外

目

次

人事委員会規則

○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正 する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年12月14日

富山県人事委員会

委員長 大 﨑 利 明

富山県人事委員会規則第522号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の

一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和26年富山県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第14号中「当該出産に係る子又は」を「職員が妻の世話又は当該出産に係る子若しくは」に、「を養育する職員が、これらの子を養育する」を「の養育の」に、「5日」を「8日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の目前に使用された改正前の県職員及び県費負担教職員の勤務

時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1項第14号の休暇については、改正後 の県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第13条第1 項第14号の休暇として使用されたものとみなす。

平成27年12月14日印刷発行

発 行 富